

(別紙)パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する県の考え方

NO.	意見の要旨	意見に対する県の考え方
1	<p>行政の縦割りの壁を取り除き、全ての人々が係わる仕組み作りを進めていければ、水環境のみに係わらず、全ての環境が良い方向へ向かうのではないかと思う。</p>	<p>水循環の健全化には様々な分野での取り組みが必要であることから、プログラムの策定にあたっては、県土整備部だけではなく、環境生活部、健康福祉部、農林水産部と連携し検討しています。</p> <p>また、推進方策として、行政、事業者、団体、個人の4者を問わず、誰もが水について係わることができるように、情報交流の場として「情報プラットフォーム」を構築することとしています。</p> <p>(記述済み)</p>
2	<p>プロジェクトWETを教育の現場に取り入れて戴くと、事業の推進に役立つものと考えられる。</p> <p>注)プロジェクトWET プロジェクトWETのWETは「Water Education for Teachers: 教師のための水に関する教育プロジェクト」の略であり、教育活動を通じて、水や水資源に対する認識・知識・理解を深め責任感を促すことを目標に開発された「水」に関する教育プログラムです。ここでいう教師とは学校の先生に限りません。</p>	<p>プロジェクトWETなどの環境教育は、水循環健全化のための重要な取り組みであり「環境教育活動」として記述しています。プロジェクトWETを実践するための指導者養成講習会等の個別情報については、情報交流の場となる「情報プラットフォーム」の中で市民団体等の協力を得ながら発信していきたいと考えます。</p> <p>(実施段階検討)</p>

NO.	意見の要旨	意見に対する県の考え方
3	<p>汚染の大半は生活排水と言われているが、家畜の糞尿は別格の存在である。糞尿処理には厳しい基準が付されているが、現実にはクリアーされている例は少なく、不法投棄されている現状もある。</p> <p>時代の変化に伴い、大量の水を使用している工場、家畜、スタンドあるいはクリーニング事業の排水は、基準を満たした処理水となっているか。豪雨時に汚水は雨水と共に、至る所に流れていってしまう。</p> <p>案として、各事業者が所管の役所に、年に数回処理分析結果を報告することを義務づける必要があると思う。又、その報告書を受けの際に、「水を大事にする」意識を伝達してはどうか。</p>	<p>家畜糞尿の適正処理については、水循環健全化のための重要な取り組みであり、「家畜排せつ物の適正管理」として処理施設の整備促進や適正管理指導等を進めていくことを記述しています。</p> <p>事業場からの排水基準の遵守等については、「汚濁負荷の低減」として行政は水質汚濁規制・指導を行い、事業者は遵守することを記述しています。</p> <p>また、一定規模以上等の事業場においては水質汚濁防止法に基づき排出水の自主測定を行うこととされていることから、「排出水等自主測定実施要領」（昭和60年11月青森県環境保健部長通知）により測定結果を報告するよう規定しているほか、立入検査を実施し必要に応じ改善勧告等の指導を行っています。</p> <p>（その他）</p>